

社会福祉法人 欣彰会
特別養護老人ホーム敬寿園宝来ホーム ユニット型 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣彰会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム敬寿園宝来ホーム ユニット型」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム敬寿園宝来ホーム ユニット型
- (2) 所在地 さいたま市西区宝来86番地1
- (3) 定 員 60人(1ユニット10人、6ユニット)

(施設職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・従来型兼任)
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名以上(従来型兼任)
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 2名(常勤、介護支援専門員兼務・従来型兼任)
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上(常勤・従来型兼任)
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 17名以上
介護職員は、入所者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上(常勤・従来型兼任)
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名(従来型兼任)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 調理員 5名以上(業務委託)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(9) 事務職員 1名以上(常勤・従来型兼任)

事務職員は、必要な事務を行う。

(10) 介護支援専門員 2名以上(常勤・従来型兼任)

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。また、やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。又、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 入所者の外出の機会を確保するよう努める。

ケ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

コ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保険医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設介護計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- (1) 要介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。
- (2) 施設サービス計画の原案の内容について、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、その内容及び計画変更の必要性等について、専門的見地から意見を求める。
- (3) 解決すべき課題の把握に当たっては、利用者及びその家族に面接の主旨を十分に説明し、理解を得た上で定期的に面接を行い、把握の結果を記録する。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
 - (2) 食費 1, 530円/日
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による。
 - (3) 居住費 ユニット型個室 2, 100円/日
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による
 - (4) 理美容代 1, 650円/回
 - (5) 教養娯楽費 200円/日
 - (6) 日用品費 200円/日
 - (7) 預かり金管理料 100円/日
 - (8) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

また、平時より、急変者発生時の対応方法についての取り決めを協力医療機関と協議し、それを双方で定期的に見直すこととする。

- (1) 協力医療機関名 医療法人三恵会 指扇病院
- (2) 協力医療機関住所 さいたま市西区宝来1295-1

(非常災害対策および非常災害時BCP)

第10条 天災、人災が発生した際に、利用者と職員の生命を第一に考え、適切に避難を行う。また、あらゆる災害にも適切迅速に対応ができるよう、備えを徹底する。

- (1)年間2回の避難訓練を実施し、避難時の手順を共有する。
- (2)事業継続計画（BCP）を策定し、水害や停電などの長期的対応が必要な場合には、それに従い、事業継続を行う。
- (3)災害対策担当者を設置し、災害BCP委員会を定期的開催し、BCPの見直しを行う。
- (4)災害BCP研修を採用時及び年間2回以上実施し、職員の意識の向上を図る。
- (5)協定締結事業所、行政、地域との連携を重んじ、相互協力を努める。

(感染症対策および感染症発生時BCP)

第11条 感染症法に定義される感染症及び指定感染症、あるいは将来発生し得る新興感染症等（以下「感染症等」という）の感染防止、まん延防止に努めるものとする。

- (1)感染症等が発生した場合の医療との連携、施設内での隔離（ゾーニング）方法等を、協力医療機関とともに予め策定する。また、年に一度、協力医療機関とともに見直しを行う。
- (2)大規模クラスターが発生した際は、利用者が安全安心に生活が継続出来るよう、感染症発生時の事業継続計画（BCP）を策定し、それに従う。
- (3)感染症対策責任者を置き、感染対策委員会を設置し、定期的開催する。また、それと一体的に感染症BCP委員会を開催し、クラスター等が発生した際にも事業を継続できるよう備える。
- (4)感染症及び食中毒蔓延防止訓練及び研修、感染症BCP訓練及び研修を、それぞれ年間2回以上実施する。

(虐待防止のための措置)

第12条 施設は、身体拘束を含む身体的・精神的虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2)身体拘束を含む身体的、精神的な虐待を防止するための指針を整備する。
- (3)従事者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
- (4)上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5)緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。万一身体拘束を行わざるを得ない場合は、所定の手続きに従い、然るべき対応を採る。

(苦情処理)

第13条 施設は、入所者及びその家族から苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合で、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告することとする。

2 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故対応)

第14条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 秘密の保持

(1) 職員は、個人情報保護法等に基づき業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 職員であった者に、業務上知り得た施設入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。(一部変更)